

私立高等学校等専攻科修学支援金交付要綱

(通則)

第1条 県内の私立高等学校及び私立特別支援学校の専攻科(以下「私立高等学校等専攻科」という。)の生徒への修学支援に係る私立高等学校等専攻科修学支援金(以下「専攻科支援金」という。)の交付については、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱に基づいて交付する専攻科支援金は、私立高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に係る授業料に対し、予算の範囲内で専攻科支援金を支給し、私立高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(専攻科支援金の対象及び支給額)

第3条 専攻科支援金の支給は、私立高等学校等専攻科の生徒であって、次の各号の全てに該当する者を対象とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等専攻科を修了していない者
- (3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月(特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。)を超えない者
- (4) 生計維持者(当該生徒の生計を維持する者として別に定める者をいう。)の収入状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下の算式により算出された額(算定基準額)(生計維持者が2人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。)が以下の区分に該当する者

【算式】市町村民税の所得割の課税所得額※1(課税標準額)×6%－調整控除の額※2

※1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第1条第2項第1号に規定する所得金額等の合計額とする。

※2 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額となる。

区分1 生計維持者の算定基準額が100円未満である者

区分2 生計維持者の算定基準額が51,300円未満である者(区分1に該当する者を除く。)

※ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項各号に掲げる者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は0円とする。

※令和4年7月支給分以降は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合(生計維持者が当該早生まれの生徒を自己の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族とする場合に限る。)は、当該早生まれの生徒等の判定に用いる課税標準額から12万円(特定扶養控除と扶養控除の差に相当する額)を減じることとする。この場合の算式は以下のとおり。

【算式】(市町村民税の所得割の課税所得額－12万円)×6%－調整控除の額

- (5) 高等学校等専攻科の学科のうち、大学(短期大学を含む。)への編入学基準(平成28年文部科学省告示第63号又は第64号に定める基準)を満たす課程又は国家資格者養成課程(特別支

援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む。)に通う者

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、当該各号に定める時点から専攻科支援金の支給対象としない。ただし、災害、疾病その他やむを得ない事由があると都道府県が判断した場合は、この限りでない。

(1) 退学又は停学(3か月以上のものに限る。)の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月

(2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月

(3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月

3 専攻科支援金の支給額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる額とする。ただし、右欄に掲げる額を上限とする。なお、納入する授業料の月額、授業料減免等により授業料の一部又は全部が免除されている場合、当該授業料減免等により減じた後の実際に支払うべき金額とする。

区分	支給額	支給額の上限
区分1	納入する授業料の月額	月額 35,600 円
区分2	納入する授業料の月額の1/2	月額 17,800 円

(事務手続及び受給の代理)

第4条 専攻科支援金に必要な事務手続は、当該事務手続及び専攻科支援金の受領について委任を受けた学校設置者(以下「代理申請者」という。)を経由して行うものとする。

2 代理申請者は、専攻科支援金について岩手県知事(以下「知事」という。)から、事務手続を代理する申請者に関する通知を受領した場合、その内容について当該申請者に速やかに通知しなければならない。

3 申請者が受給するべき専攻科支援金は、その代理申請者が交付を受け、当該申請者が代理申請者に支払うべき授業料に充てなければならない。

(受給資格の認定)

第5条 専攻科支援金を受給しようとする者は、別に定めるところにより、専攻科支援金の受給資格の認定について、代理申請者を経由して知事に申請し、その認定を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を受理したときは、受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上、別に定めるところにより代理申請者に通知するものとする。

(収入状況の届出)

第6条 前条の受給資格の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)は、別に定めるところにより、生計維持者の収入の状況に関する事項について、代理申請者を経由して知事に届け出なければならない。

(受給資格の消滅)

第7条 代理申請者は、事務手続を代理する受給権者の受給資格が消滅したときは、別に定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、審査又は確認の上、その結果を代理申請者に通知するものとする。

(授業料額の変更)

第8条 代理申請者は、事務手続を代理する受給権者の授業料の額又は授業減免等より授業料を減じた額に変更があったときは、別に定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(交付の申請)

第9条 専攻科支援金の交付を受けようとする代理申請者は、別に定める期日までに様式第1号により交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第10条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、交付又は不交付の決定を行わなければならない。この交付の決定を行う場合において、知事は様式第2号により代理申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項に基づいて交付の決定を行う場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(交付の変更申請)

第11条 代理申請者は、前条の規定による交付の決定の内容を変更しようとするときは、様式第3号による変更交付申請書及び別に定める書類を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(交付の変更決定)

第12条 知事は、前条の規定による変更交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、承認又は不承認の決定を行わなければならない。この承認の決定を行う場合において、知事は様式第4号により、代理申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項に基づいて交付の変更決定を行う場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第13条 第10条の規定による交付の決定又は前条の規定による交付の変更決定を受けた代理申請者は、当該決定に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出し、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定に基づく申請の取下げがあったときは、当該申請に係る第10条の規定による交付の決定又は前条の規定による交付の変更決定はなかったものとみなす。

(請求及び精算)

第14条 第10条の規定による交付の決定又は第12条の規定による交付の変更決定を受けた代理申請者は、別に定める期日までに様式第5号を知事に提出し、当該決定について請求又は精算しなければならない。

(前金払)

第15条 第10条の規定による交付の決定又は第12条の規定による交付の変更決定を受けた代理申請者は、専攻科支援金の前金払を請求するときは、別に定める期日までに様式第6号を知事に提出しなければならない。

(支払いの差止め)

第 16 条 知事は、受給権者から第 6 条の規定による届け出がない場合又は受給権者が停学（3 か月未満のものに限る。）の処分を受けた場合は、別に定めるところにより専攻科支援金の支払いを停止する。

2 代理申請者は、事務手続を代理する受給権者に停学（3 か月未満のものに限る。）の処分を行ったときは、別に定めるところにより、知事に届け出をしなければならない。

3 知事は、第 1 項の規定により専攻科支援金の支払いを停止した場合には、別に定めるところにより代理申請者に通知するものとする。

（支給一時停止及び支給再開）

第 17 条 受給権者が休学した場合、休学した日の属する月の翌月から、復学した月の属する月までの支給を一時停止する。この場合において、受給権者は別に定めるところにより代理申請者を経由して知事に届け出をしなければならない。

2 知事は、前項の規定により支給を一時停止又は再開した場合には、別に定めるところにより代理申請者に通知するものとする。

（状況報告及び調査）

第 18 条 知事は、専攻科支援金の交付に関し必要があると認めるときは、代理申請者に対し、報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

（実績報告）

第 19 条 代理申請者は、専攻科支援金の受領が完了したときは、その日から 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、様式第 7 号による実績報告書その他の書類（以下「実績報告書等」という。）を知事に提出しなければならない。

（額の確定）

第 20 条 知事は、実績報告書等の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る専攻科支援金の支給の実績結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき専攻科支援金の額を確定し、様式第 8 号による確定通知書により代理申請者に通知するものとする。

2 知事は、代理申請者に交付すべき専攻科支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える専攻科支援金が交付されているときは、代理申請者に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から 15 日以内とする。

4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第 21 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、第 10 条に規定する交付の決定又は第 12 条に規定する交付の変更決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 申請者又は代理申請者が、法令、規則、本要綱、専攻科支援金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 代理申請者が、専攻科支援金を目的以外の用途に使用した場合

(3) 申請者又は代理申請者が、専攻科支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行

った場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、専攻科支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した専攻科支援金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を代理申請者に命ずるものとする。
- 3 知事は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による専攻科支援金の返還を命ずる場合には、申請者又は代理申請者に対し、当該命令に係る専攻科支援金を代理申請者が受領した日から、当該命令により返還すべき専攻科支援金を代理申請者が納付する日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく専攻科支援金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(専攻科支援金の経理)

第22条 代理申請者は、専攻科支援金の経理についての帳簿を備え、専攻科支援金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、専攻科支援金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 代理申請者は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を専攻科支援金の交付の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調書)

第23条 代理申請者は、専攻科支援金に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

(支給実績証明書)

第24条 専攻科支援金の受給資格が消滅した者が、岩手県において支給を受けた専攻科支援金について証明を受けたいときは、別に定めるところにより知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項による申請を受理したときは、前項の申請者に対し、別に定めるところにより支給実績証明書を交付するものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、専攻科支援金の交付に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月13日から施行し、令和3年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和4年5月17日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

第2条 令和3年度以前に高等学校等専攻科に入学した生徒については、本則中「生計維持者」とあるのは、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。